



各金融団体代表者 殿

大蔵省銀行局長 山口公生

## 融資相談窓口の設置等について

最近の金融機関のいわゆる「貸し渋り」問題は、来年4月に早期是正措置の導入が予定される中で、株価の低迷により金融機関の自己資本比率の低下が見込まれ、金融機関の融資態度が必要以上に萎縮していることが原因ではないかとの見方があることを踏まえ、大蔵省としては、12月24日に、金融機関による自主的な努力を前提としつつ、このようないわゆる「貸し渋り」への対応を支援するための施策を公表したところである。ついては、

1. 貴傘下銀行協会に対し、健全な事業を営む中小零細企業への融資に適切に対応するため、融資相談窓口を設置するとともに、広報活動等を通じ当該相談窓口の存在を一般に周知するよう御指導願いたい。
2. また、政府系金融機関の保証機能については、現在、民間金融機関等の融資に対する日本開発銀行等の保証制度が設けられているところであり、金融機関においては、その融資に当たって、これらの保証制度を積極的に活用すること等により、中小・中堅企業に対する円滑な資金供給を図ることが期待できるとともに、財務の健全性にも資するものと考えられる。なお、政府系金融機関の保証を付した貸出債権については、自己資本比率の算定に当たり、当該保証額の10%相当額がリスク・アセットとなる。更に、政府系金融機関においては、中小・中堅企業への円滑な資金供給を図るべく、別紙のような政策融資の創設・拡充等を行っているところである。以上、御了知の上、貴傘下金融機関において活用が図られるよう、周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

## ○ 中小企業対策

- ① 民間金融機関の破綻やいわゆる「貸し渋り」により、資金繰りに支障をきたすおそれのある中小企業に対する別枠の融資制度を創設（国民金融公庫、中小企業金融公庫及び環境衛生金融公庫。これに準じた措置として商工組合中央金庫）
- ② 小企業等経営改善資金（マル経）融資の別枠の拡充等（国民金融公庫及び環境衛生金融公庫）
- ③ 中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特例保険の対象業種の拡大（中小企業信用保険公庫）

## ○ 中堅企業対策

- ① 民間金融機関の破綻やいわゆる「貸し渋り」により、資金調達に支障をきたすおそれのある中堅企業に対する円滑な設備投資資金及びそれに付随する一定の非設備資金の供給のための融資制度を創設（日本開発銀行、北海道東北開発公庫）
- ② 民間金融機関の破綻やいわゆる「貸し渋り」により、設備投資のための資金に関し、早期の返済を求められている中堅企業に対して、設備投資にかかる返済資金の融資制度を創設（日本開発銀行）
- ③ 中堅企業の資金調達に際し、保証を活用する（日本開発銀行、北海道東北開発公庫）
- ④ 支店・事務所に、「中堅企業支援センター」を設置（日本開発銀行、北海道東北開発公庫）

## ○ 問い合わせ先

【中小企業金融公庫】	☎03-3270-1260	（特別相談窓口）
【国民金融公庫】	☎03-3270-4649	（東京相談センター）
【商工組合中央金庫】	☎03-3272-6111	（総務部広報室）
【日本開発銀行】	☎03-3244-1900	（総務部）
【北海道東北開発公庫】	☎03-3270-1659	（業務部）
【環境衛生金融公庫】	☎03-3582-5416	（業務部）
【沖縄振興開発金融公庫】	☎098-867-6616	（特別相談窓口）
【全国信用保証協会連合会】	☎03-3271-7201	

融資相談窓口の設置等について

平 9.12.26 労発第 275号  
 大蔵省銀行局長・労働省労政局長  
 全国労働金庫協会理事長宛